

大阪人権博物館附設ホールの管理運営に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪人権博物館附設ホール（以下「ホール」という。）を博物館事業の一環として府民その他団体等に使用させる場合の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる場合を除き、ホールを使用しようとする者に適用するものとする。

- (1) 大阪人権博物館（以下「館」という。）が主催事業としてホールを使用するとき
- (2) 館が他の団体等との共催事業としてホールを使用するとき

(使用許可の申請)

第3条 ホールを使用しようとする者は、別に定める使用許可申請書に次に掲げる事項を記載し、当該申請書を博物館長（以下「館長」という。）に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 催し物の名称
- (2) 申請者の氏名、住所及び勤務先（団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、使用の日時
- (3) 催し物の目的、内容
- (4) 使用する施設及び付帯設備
- (5) 入館者の予定人員
- (6) その他館長が必要と認める事項

2 前項の申請書は、使用日の1ヶ月前までに提出しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ館長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第4条 館長は、前条の使用許可申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) ホールの設置趣旨である「被差別民衆の文化、芸能の発表と文化創造を促進する」という基本理念に合致しないと認められるとき
- (2) 催し物の目的、内容が、専ら特定の思想・信条を奉じる立場から、政治的または宗教的もしくは外交的な事柄を批判、風刺、揶揄、誹謗、中傷するものであると判断される場合
- (3) 館の設立理念に理解・賛同する団体等であっても催し物の内容が、著しく文化的内容を逸脱し、当該団体等の思想、信条の宣伝行為であると認められる場合
- (4) 催し物の内容が公序良俗を逸脱していると認められる場合

(使用者以外の使用の禁止)

第5条 ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）はホールを他人に使用させてはならない。

(使用料等)

第6条 ホールの使用料は、使用時間ごとに次の区分のとおりとする。

使用時間	使用料
9時15分から12時まで	30,000円
13時から17時まで	40,000円
18時から21時まで	50,000円
9時15分から17時まで	50,000円
13時から21時まで	70,000円
9時15分から21時まで	100,000円

- 2 照明器具等ホール付帯設備の運用に関する人件費は、使用者が負担するものとする。
- 3 使用者は、使用する日の1ヶ月前までに使用料を納入しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(使用料の減免)

第7条 館長が公益上その他必要と認めるときは、前条の使用料を減額または免除することができる。

(使用期間の制限)

第8条 ホールの使用は引き続き3日を超えることはできない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(遵守事項)

第9条 使用者及び入館者は、館及びホールにおいて次の各号に掲げる事項のほか、館長の定める許可条件を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、または火気を使用しないこと
- (2) 他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 管理上の必要による館職員の指示に従うこと

- 2 館長は、使用者に対し、使用許可の内容を遵守し適正な使用に努めるよう説明を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者が館またはホールその他館の附属設備を毀損し、または亡失したときは館長の定めるところにより、これを現状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この規程の施行に必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

(附 則) この規程は、2009年4月1日から施行する。